



公共的施設の適正配置と整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を勘案し、適正配置と整備を図っていきます。

適正配置と整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、現在の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

なお、新町の本庁舎については、現在の常北町役場に置くものとし、現在の桂村役場・七会村役場の各庁舎については、窓口サービス機能を維持して住民サービスの低下を招かないよう配慮するとともに、支所機能を持たせて有効に活用していきます。そのため、行政事務の電子化（証明発行事務など）や電算システムの一元化など、地域公共ネットワークシステムを活用した高度な行政機能の向上整備を図ります。